

令和3年度  
事業計画書

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

# 令和3年度事業計画

## 1 第30回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

(1) 試験実施日 令和4年3月6日(日) 予定

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

## 2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

## 3 柔道整復師国家試験改善の検討

柔道整復師の更なる質の向上を目指すとともに、国民に信頼される柔道整復師の資格を付与していくため、柔道整復師国家試験改善検討委員会において国家試験改善の検討を引き続き行う。

なお、今後の国家試験ではすべての骨折・脱臼の「柔整判断」は出題範囲であることを確認するとともに、保存療法が優先される骨折・脱臼を検討し出題基準にどのように表現するかを、国家試験改善検討委員会の下に柔道整復領域出題検討委員会(仮)を設置し検討を開始する。

## 4 国家試験の事後評価について

第三者的立場から国家試験問題が適正であったか評価を行うため、国家試験委員に「事後評価員」として医療系テスト理論専門家2名、柔整師1名、医師1名の計4名を追加し、令和4年3月の国家試験の合否判定から事後評価を行う。

## 5 認定実技審査の実施

### (1) 認定実技審査員の派遣

前年度は新型コロナウイルスの影響により口頭試問方式にて審査を行ったが、今期は国民に実技能力を確実に評価していることを伝える必要があるため実技試験としての認定実技審査を実施する。

なお、令和3年度より従前より定めている一人評価者制による審査を実施し、派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

1) 審査日(予定) 計6日間

令和3年10月24日(日)、10月30日(土)、10月31日(日)  
11月3日(水・祝)、11月7日(日)、11月23日(火・祝)

2) 場所 受審者が所属する各養成施設88校

3) 審査料 6,000円

再審査料 6,000円

(再審査が柔道整復実技、柔道実技のどちらか一方の場合は3,000円)

(2) 認定実技審査のデータ収集

認定実技審査の信頼性、妥当性を検証するためアンケート等のデータ収集と連携及び審査サポートVTR解析システムの使用、活用を推進する。

(3) 認定実技審査員の要件について

現在の認定実技審査員資格要件が現状にあった内容であるか、及び平成18年3月以降の免許取得者の臨床能力に対する考え方を認定実技審査委員会で一年間かけて検討する。

6 認定実技審査の今後のあり方の検討

柔道整復師養成施設カリキュラム改訂により臨床実習が4単位となった。学生の臨床実習前における実技能力及び臨床実習後(卒業時)における実技能力をどのように測るかの視点で、認定実技審査の今後のあり方について引き続き論点抽出を行う。

7 認定実技審査実施養成施設における分野別質保証について

認定実技審査実施養成施設における教育の質向上を通じ、柔道整復師の質向上を測り、もって患者安全に資するため、全国柔道整復学校協会が主導している柔道整復教育評価機構へ協力をする。

8 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際に実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

施術管理者研修は、16時間以上2日程度の受講が必要であり、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できることを目的とし、厚生労働省から当該研修「登録研修機関」の指定を受け、施術管理者研修を実施する。

なお、研修実施方法については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策のためにオンラインを主体とするが、年度の後半は研修効果がより期待で

きる従前の地方会場での開催を行うこととする。

また、施術管理者研修レポートアンケートの収集及び解析のための受講者管理システムを構築し、且つデータを解析保存し今後の活動に活かす。

- 1)開催回数等 全国24回程度
- 2)受講者数 6,000名程度
- 3)受講料 20,000円

#### 9 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる施術技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度で廃止したところであるが、研修を修了した柔道整復師の修了認定及び修了者を財団ホームページ上で公開する。

#### 10 認定柔道整復スポーツトレーナーについて

スポーツ科学講習会は、柔道整復師がスポーツ活動の支援体制の一員として積極的に参加し、貢献できるために必要な知識と技術を習得することを目的とし、生涯教育の一環として平成6年から平成17年度までの間に全国23会場において合計12回実施し1,269名が修了している。

平成18年より、受講修了者のうち希望する者には認定柔道整復スポーツトレーナーの認定証を交付することとし、現在219名が保有しているが、認定期間が令和3年9月30日までとなっており、更新にあたり希望者には認定期間無期限(永久資格)の認定証を発行する。